

---

令和元年大和町議会 8月随時会議会議録

---

令和元年8月1日(木曜日)

---

応招議員(17名)

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都 市 建 設 課 長 参 事	亀 谷 裕 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前10時15分 開 会

議 長 (馬場久雄君)

それでは、ただいまから引き続き、令和元年大和町議会8月随時会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番馬場良勝君及び5番槻田雅之君を指名します。

---

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定しました。

---

日程第3「報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更に  
ついて）」

日程第4「報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更に  
ついて）」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更に  
ついて）

及び日程第4、報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

議案書1ページのほうをお開きいただきたいと思ひます。

報告第11号でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

2ページをお願ひ申し上げます。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分するものでございます。

記といたしまして、1. 件名及び契約名でございます。平成31年2月28日開催の平成31年3月定例会議におきまして、議案第42号により議決をいただきました「平成30年度大和町立小学校空調設備整備工事」でございます。

2. 金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額が2億7,702万円、変更後の契約金額が2億8,182万8,160円、契約金額の増額が480万8,160円となるものでございます。

3. 変更理由でございます。教室内冷媒管を廊下及び外部に貫通させるため、教室上部小窓をアルミ板へ改修等する変更を行うためでございます。

令和元年6月14日専決。

以上でございます。

引き続きまして、議案書3ページのほうをお願ひ申し上げます。

報告第12号でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分を行いましたので同条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

4ページをお願ひ申し上げます。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分するものでございます。

記といたしまして、1. 件名、契約名でございます。平成31年3月定例会議におきまして、議案第43号により議決をいただきました「平成30年度大和町立中学校空調設備整備工事」であります。

2. 金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額が1億4,364万円、変更後の契約金額が1億4,624万640円、契約金額の増額でございます。260万640円でございます。

変更理由につきましては、教室内冷媒管を廊下及び外部に貫通させるため、教室上部小窓をアルミ板へ改修等する変更を行うためでございます。

令和元年6月14日専決。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

以上で報告第11号及び報告第12号を終わります。

---

#### 日程第5「議案第60号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議長 (馬場久雄君)

日程第5、議案第60号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書の5ページをお願いいたします。あわせて、別冊、歳入歳出補正予算事項別明細書(第4号)につきましても、お願いをいたします。

議案第60号 令和元年度大和町一般会計補正予算(第4号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億5,145万6,000円を追加いたしまして、予算額を113億4,512万3,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、6ページの第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書(第4号)、3ページから内容についてご説明をさ

せていただきます。

初めに歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、3節プレミアム付商品券事務費補助金を交付見込みにより104万5,000円を減額し、5節プレミアム付商品券事業費補助金に2,731万円を計上いたすものでございます。

8目農林水産業費国庫補助金につきましては、1節農業費補助金に鳥獣被害防止施設整備に要します中山間地域所得向上支援整備交付金1,365万円を計上いたすものでございます。

21款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰り越しでございまして、調整財源といたしまして230万1,000円の追加計上でございます。

22款諸収入、5項3目雑入につきましては、1節雑入に対象者へ販売いたしますプレミアム付商品券売上金といたしまして、1億924万円を計上いたすものでございます。

歳入につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、引き続き4ページをお願いします。

歳出でございます。あわせまして、別冊の議案説明資料、議案第60号関係令和元年度一般会計補正予算（プレミアム付商品券事業について）もあわせてご準備のほうお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費のプレミアム付商品券事業の予算につきまして、補正をお願いしたいものでございます。

この事業につきましては、本年2月28日に開催をいただきました議会全員協議会におきまして事業の概要をご説明いたし、3月15日、定例会議最終日に追加提案させていただいた平成31年度一般会計補正予算におきまして、その時点で必要と見込まれる事務費につきまして予算措置をいたしたものでございます。

その段階では、商品券事業のうち対象者の申請、引きかえ券の発行、送付、商品券の販売につきましては、町が直接行う事務、商品券の発行、利用、換金につきましては外部にお願いすることとしておりましたが、その後、調整におきまして、くろかわ



商工会、金融機関等と調整を進めましたが、その調整が調わない部分もございましたので、外部依頼部分につきましても、町が直接行うこととしております。

今回の補正につきましては、このことによります予算の組み替えと、購入対象者のおおよその見込みの数が押さえられましたので、事業費の部分につきましても予算計上をいたすものでございます。

それでは、説明資料の1ページをお願いします。

事業の目的は、当初と同様でございます。

2の購入対象者につきましては、現在の見込みといたしまして非課税者が4,681人、3歳未満のお子さんにつきましては、当初6月1日というものでございましたが、その後、国のほうで変更がありまして、9月30日までの出生者が対象と変わっております。この部分で1,018人、このうちから生活保護等の方、こちらにあります記載は227人となっておりますが、237人の誤りでございました。訂正のほうお願いしたいと思います。この237人を除いた5,462人が対象となりまして、この人数が事業費の基礎となるものでございます。

3の事業概要といたしまして、購入限度額2万5,000円、販売額が2万円、こちらは当初と同じでございます。

販売単位につきましては、1単位4,000円で販売し、額面が5,000円、500円券が10枚つづりのものとなります。

購入方法につきましては、非課税の方には、現在、購入引きかえ券の交付申請書を送付いたしまして、12月27日までに申請していただくようにしております。購入引きかえ券につきましては、3歳未満のお子さんの部分も合わせまして、9月中旬に送付することとしております。

次に、2ページをお願いします。

商品券の販売につきましては、10月1日から翌年の2月28日までといたしまして、当課まちづくり政策課のほうで販売をいたします。移動販売といたしまして、団地のほうのお子さんをお持ちの世帯もございますので、南部コミュニティセンターで10月、12月に各1日、休日販売も10月は販売開始の月、12月は年末で商品の購入機会が多いということを想定しまして、各1日を予定しております。

取り扱い事業者につきましては、大和町内の店舗を幅広くということで、くろかわ商工会のほうから会員の情報をいただいた部分、あわせまして町に問い合わせがあった事業者の方、939件の事業者の方に募集案内を送付いたしたところで、その事業者の方から登録をいただくこととしております。商品券の換金につきましては、10月以

降の使用で月2回、換金の振り込みを行う予定としております。

続きまして、3ページの予算の概要でございます。

事項別明細の4ページと、あわせてごらんをお願いします。

まず、歳入の部分につきましては財政課長のほうから説明ございましたが、まず16款2項1目3節の商品券事務費補助金、こちらについては、事務費の組み替え及び事務内容の変更に伴いまして、104万5,000円の減額をいたしたものでございます。

次に、16款2項1目、大変申しわけございません、4節とありますが、こちらも5節の誤りでございました。申しわけございません。

こちらが、プレミアム付商品券事業の事業費補助金でございます。先ほどご説明しました購入対象者の見込み人数、5,462人としております。この人数により新規に計上いたしましたものでございます。人数掛ける5,000円のプレミアム分、合計で2,731万円でございます。

22款5項3目1節雑入につきましては、プレミアムを除いた商品券の売り上げ部分でございます。こちらも、対象見込みの5,462人に販売価格2万円を乗じまして、1億924万円でございます。

次に、歳出の部分でございます。

商品券の発行、販売、換金業務、この外部にお願いすると予定したものを、町が直接行うこととしたことによります組み替えと、事業費、商品券の換金の部分の計上でございます。

まず、4節共済費及び7節賃金につきましては、換金の受け付け業務等の臨時職員に係るものでございます。

11節需用費につきましては、主なものが印刷製本費で、商品券の印刷及び各種通知等の発送用の封筒の印刷に係るものでございます。

13節委託料につきましては、プレミアム付商品券対応システム、こちらは既に契約しておりますので、その契約差金を減額いたしまして、新たに商品券の保管・管理業務、こちらを警備会社に委託しようと考えておりますので、その計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、外部にお願いする予定としておりました事業の補助金500万を減額いたすものでございます。

20節扶助費については、商品券の利用に伴う換金の費用でございます。こちらも対象人数5,462人に2万5,000円を乗じまして、1億3,655万となるものでございます。

今回の随時会議の補正につきましては、商品券の印刷、その他警備会社に委託する部分も、早期に発注する必要もございましたので、今回の補正をお願いするものでご

ございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

それでは、大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の4ページをお願いいたします。中段になります。

5款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金1,365万円につきましては、各地区が設置いたしますイノシシ等の有害鳥獣侵入防止柵、ワイヤーメッシュ柵についての国の補助事業を活用して実施するため、事業主体であります大和町有害鳥獣被害対策協議会に対する補助金でございます。今回、該当する地区につきましては、宮床中野地区12キロと向原地区7.5キロでございます。

平成30年度、前年までは国で定めております補助金交付要綱で、国から宮城県を通して大和町有害鳥獣被害対策協議会への補助金ということでございましたけれども、それで県のほうでは今まで9月議会で対応していただいていたわけでございますけれども、国のほうで平成31年2月の補助金の交付要綱改正によりまして、国から市町村へも補助金が直接交付が可能となりましたことから、今回補正予算をお願いするものでございます。

なお、今回、補正予算をお願いします地区侵入防止柵に対する町からの地区への10万円の支援につきましては、さきの5月15日の随時会議で予算措置のご可決をいただいておりますことから、各地区で侵入防止柵を設置いたしましたら、速やかに町で確認をいたしまして、こちらの補助金を交付してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

次に、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、県の中学校総合体育大会、中総体におきまして、大和中学校の男子柔道部が優勝いたしまして、東北大会及び全国大会へ出

場することが決定しましたため、大会参加の補助金の増額の補正をお願いするものでございます。なお、東北大会につきましては8月9日から10日まで、青森県弘前市、全国大会が8月16日から19日、兵庫県姫路市のほうで開催をされることとなっております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5ページをお願いいたします。

9款教育費、4項社会教育費、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

先ほどの全員協議会でご説明申し上げました落合教育ふれあいセンター敷地内におけます財務省所管国有財産の購入に係る費用といたしまして、14節使用料及び賃借料につきましては、国有財産10年間分の土地借上料39万5,000円でございます。

次に、17節公有財産購入費につきましても、国有財産払い下げに伴います土地購入費98万6,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で議案第60号 令和元年度大和町一般会計補正予算の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

おはようございます。

プレミアム付商品券の事業に関して、ちょっとお伺いをしたいと思います。

これまでは、発行、販売、換金業務というところ、商工会及び金融機関にお願いされたやに記憶をしておりますが、今回も協議をされたというお話でありましたが、何か話が調わなかったというような説明でありましたけれども、具体的に、予算化していたその500万の金額では足りないというお話で、結果的には折り合いがつかなかったのかどうなのか、折り合いがつかなかったという内容を、もう少しお伺いをしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、浅野議員のご質問にお答えいたします。

2月の全員協議会のほうでは、この取り扱い店の募集、換金、商品券の印刷につきましては、くろかわ商工会を想定して事業の説明というのを行った段階で、議会のほうにもご説明をさせていただいております。その後、くろかわ商工会の大和支部のほうで、この事業について支部の役員会等で協議がされたというふうに伺っております。

その中で、商工会の話の中では、前回、平成27年にもプレミアム付商品券事業がございましたが、その際は、大型店を含む自由に使える商品券と、小規模店舗だけで使える商品券の2種類を用意しまして、地元の商工会の会員の方でも使える商品券というのがございました。今回の商品券につきましては、そういう制限を設けられない、どの店舗でもその地域内で使えるようにということでございましたので、そういう部分で、今回の事業が大型店だけで使われる可能性が大きいという懸念も、その会議の中ではあったと考えております。

あわせて、商工会の事務の職員の負担する部分、そういうのも大きいということで、今回の商品券事業のほかにも商工会でやっている商品券事業もございまして、そういう部分で混同するという危険性もある、そういうこともございまして、今回のプレミアム付商品券事業については、商工会としては非常に難しいという話をいただいております。

そのほか、金融機関の部分では、町の指定金融機関であります七十七銀行、そして全国にございます郵便局、そちらとも協議をしておりますが、郵便局については、本部のほうから取り扱いできる部分が限定されますので、換金等の部分は行えない、できるとすれば販売だけではございますが、吉岡郵便局は、黒川管内の中でも取り扱い量が一番多い郵便局というふうなお話でございました。あわせて、10月からこの商品券が販売となりますが、10月から新米の出荷が始まって、そのゆうパックの取り扱い量が毎年非常に多く、そういうのも考えると、あと吉岡郵便局の事務所の形状から、商品券の販売というのも、事務所の形状、あと人的な部分もあわせて、非常に難しいというふうに伺っております。

七十七銀行についても、販売、換金という部分も協議をして、金額的に非常に事務

費の負担が大きいという部分もありますし、換金についても、町が直接行うのと余り差がないような内容でしたので、最終的に町が直接行うことと判断し、今回の状況になったものでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

大規模店でも今回は使えるという話から、くろかわ商工会の会員の方々以外のところで結果的に使われる可能性もあるからという判断で、くろかわ商工会さんとしては辞退をなされたというふうに理解をさせていただきましたけれども、富谷市だとか大衡、または大郷あたりも、同じような扱いでやられているのかなあという部分と、あと気になった部分が、金融機関で仮にお願いしようとした場合に、直接やるのと金額的に変わらなかったというようなお話の中で、町自体でやるような判断をされたというお話でありましたけれども、やっぱり事務費としては同じようにかかるんだと思うんですね。

それよりも気になる部分は、ただでも忙しい現状の日常業務に、さらに一時的な業務ではあるものの仕事が足されていく部分で、本当に人の手当てが大丈夫なのかという部分と、あと今回、対象となる方が住民税の非課税の世帯の方及び、その3歳未満の子供さんを持たれた方が購入に多分いらっしゃるようになったときに、まだ1階のあそこの窓口であれば、まだ何かと購入に来やすい部分もあるんでしょうけれども、なかなかまちづくり政策課で、なおかつ現金を取り扱うということからすると、わざわざ出先の期間だけ下に何人か置くというのめいかがなものかなあという部分と、やっぱり2階に上げていただく体制ではなかなか、それはそれで利用される方がご不便を感じられる部分が出てくるのではないのかなあというふうな思いがあるものですから、そこの対応を今どんなふうにお考えであるのか、もう一度お伺いをしておきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

それでは、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

黒川地域のほかの市町村の状況でございますが、富谷市については、郵便局のほう  
が吉岡郵便局よりは取り扱い量が非常に少ない、あと富谷には何カ所か郵便局がござ  
いますので、そういう部分で分散も可能ということで、郵便局のほうにその換金をお  
願いしているということでございます。それ以外の商品券の発行等については、市が  
直接行うこととしておると伺っております。

大郷町、大衡村については、ほぼ大和町と同じような状況で進んでおります。ただ、  
まだ未確定という状況にも、その2つの町、村についてはあるというふう聞いてお  
ります。

まちづくり政策課のほうで商品券の販売ということでございますが、10月の販売開  
始スタートの時点では1階の情報公開室、こちらのほうを使わせていただいて、そち  
らのほうに、今回の補正でも、換金受け付けの臨時職員を1名予算をお願いしてお  
りますが、既存の予算の臨時職員と合わせまして2人の臨時職員を使うことと予定して  
おります。どうしても現金ということで、臨時職員だけというわけにはいきませんの  
で、正規の職員1人と、あと臨時職員で対応したいと考えております。

2階に上がっていくのは、やっぱり住民の方、おっくうな部分があると思ってお  
りますので、10月の段階では情報公開室、その販売が10月に集中するか、27年の商品券  
事業は誰でも買える商品券でしたので、販売開始で非常に行列ができるほど並ばれた  
というふうに記憶しておりますが、今回は購入できる方が限定されますので、その動  
向がちょっと読めない部分もございます。差し当たりまして、10月については1階の  
情報公開室と考えおります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

今さらもう後戻りできないかもわかりませんが、取り扱いというところで、  
富谷さんでは郵便局を使われるというお話でありましたけれども、大和町内を見たと  
きに、吉岡の郵便局のみならず、各地区に昔の簡易郵便局を含めて、郵便局のネット  
ワークを使われるのも一つではあったのかなあというふうな思いもする中ではありま  
すけれども、実際に購入される方が利便性をもって気軽に買いに来られるような形で、  
まずは本来の目的とは違う部屋の使い方になるかもわかりませんが、情報公開室を使

っての販売ということでありましたので、何分、現金の授受が絡むところでもありませんから、くれぐれもご注意をお願いしたいなと思いますのと、あとあわせて、まちづくり政策課さんが担当されるのはお決まりなのであると思いますので、例えばデマンドタクシーの利用を促すだとか、または福祉タクシーなり、今回の高齢者タクシー、なかなか件数的に、多分進んでいっしやらないと思うんですけども、そういったところのPR及び普及に向けて、せっかくの機会でありますので、職員でやられる以上、それ以上の事業に普及するような政策を望みたいなあとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

それでは、浅野議員のご質問にお答えします。

確かに、いろんな方がこの商品券を購入されることで来庁されると考えられますので、うちの課で担当しておりますデマンドタクシー、高校生の通学応援以外に、町の事業を聞かれる場合もあれば、こちらから率先して周知させていただくことも考えられますので、そういうのも状況にもよりますが、非常に混み合った中でそういう余裕があるかどうか、できる限り普及に努めてまいりたいと考えます。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ございませんか。4番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

それでは、事項別明細書の4ページの、今の浅野議員のにも少し係るかと思うんですけども、2款1項6目11節の需用費の中で印刷製本費200万計上されているんですが、ご説明だと商品券及び各種通知等発送封筒ということで、その内訳がわかるのであれば、お教をいただきたいと思います。

それから、同じく9款3項1目学校管理費の中の19節、先ほどご説明いただきました東北大会、全国大会、非常にうれしいことなんですけれども、内訳、こちらもどのぐらい費用を計上されているのかお伺いをいたします。



議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えいたします。

11節印刷製本費の内訳につきましては、今回の11節の補正額206万8,000円のうち、203万5,000円が増額となっております。

まず、対象者への申請書の送付の関係で申請書の印刷の用紙、あと送付用の封筒の印刷代、これはA4の用紙ですので、これを折らないで、そのまま封筒に入れるような大きさのものでございます。あと、申請書を返していただく返信用の封筒の印刷代、これで大体23万円ほどでございます。

次に、引きかえ券の送付の関係の部分でございます。こちらも、引きかえ券の用紙で2万5,000円ほど、引きかえ券の送付用の封筒、こちらが19万ほど、合わせまして23万円ほどでございます。

次に、商品券の本体の部分、商品券の印刷については、先ほどご説明したとおり500円券を10枚つづりで1冊となっております。こちらの印刷代が183万ほどでございます。

最後に、取り扱い店の募集の関係で、商品券の取り扱い店で表示していただくポスターの印刷5万1,000円ほどで、あとレジのところに張っていただくポップカード、こういうものも想定しております。こちらが3万8,000円ほどでございます。

印刷製本費だけの補正後の合計につきましては、241万1,000円と予定しております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、補助金の内訳についてお答えさせていただきます。

まず、東北大会でございますが、青森県のほうでございますが、まず学校から新幹線の駅までのバス代、貸し切りバス代ですね、それから新幹線代、宿泊料金、大会参加料、あと現地での移動の経費と見込んでおります。これは、内訳は全国大会も同じでございます。

東北大会につきましては38万9,000円、予算額で39万円と見込んでおります。全国大会のほうが88万円見込んでおります。これは、ただ宿泊料とか、最大の旅行会社のほうから提示されるので、そこで一番高い部分で見えておりますので、当然、精算によって少なくなってくるのが想定されております。

当初予算で50万円いただいております。今回のを加味いたしまして、今回の分と、それから冬に、例年アイスホッケーとかで全国大会とか東北大会へ行っておりますので、その分の経費を若干見込んでおまして、トータルで全部で142万円という金額で、今年度、この金額でいけるのかなあというふうに想定しているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

馬場君、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第61号 平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）請負契約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第61号 平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、議案書7ページをお願いいたします。

議案第61号 平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）請負契約の変更に  
ついてでございます。

平成30年大和町議会12月定例会議におきまして議案第83号により議決されました平  
成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）の工事請負契約につきまして、次の  
とおり変更するものでございます。

記としまして、契約の金額1億1,340万（うち消費税840万円）を1億2,814万3,300  
円（うち消費税974万300円）とするものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第61号関係資料のご準備をお願いいたします。こ  
ちらの資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

では、1ページをお開き願います。

1としまして、原契約の内容についてであります。

①工事名、平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）、②施工場所は大和  
町吉田地内であります。③請負代金は1億1,340万円、消費税を除いた金額は1億500  
万円であります。④契約相手方は、大崎市古川小野字馬場25番地の1、我妻建設株式  
会社であります。⑤契約締結年月日は、平成30年12月7日、大和町議会12月定例会議  
で議決をいただいた日でございます。⑥完成期日は、令和2年2月28日、⑦工事概要  
につきましては、橋梁下部工（逆T式橋台）1基の設置工事でございます。

続きまして、2の変更の理由についてであります。

今回施工いたします橋梁下部工は、支持層まで掘削する直接基礎形式を採用しまし  
て、ボーリング調査におきまして地下水位が2.4メートルと高く、現河床部より深く  
掘削することから、さらに河川区域内を施工しますことから、河川を管理しておりま  
す宮城県仙台土木事務所と、その施工方法等につきまして協議をしましてまいりまし  
たところ、出水期での施工も考慮しまして、下部工施工の際、仮設工につきましては土ど  
め工を採用することで協議が調いましたので、浸透水や湧水等の止水を考慮しながら  
安全な施工を確保する必要がありますことから、その工法選定を土木工事仮設計画ガ  
イドブックの土留工法選定フローチャートによりまして、切り張り式鋼矢板工法とし  
たものでございます。打ち込み工法の選定につきましても、同ガイドブックの鋼矢板  
打ち込み施工法選定フローに基づきまして、ウオータージェット併用バイブロハンマ  
によりまして施工することといたしました。

なお、本工法につきましては、打ち込みます鋼矢板先端部にウオータージェットカ  
ッターと言われる高圧水噴出装置を取りつけ、高圧水によって地盤中の土を移動しや  
すくすることで貫入抵抗を低減させまして、くい打ち機であるバイブロハンマと併用

して鋼矢板を打ち込む工法でございます。この工法によりまして、数カ所、鋼矢板を打ち込み施工しましたところ、いずれも設計値であります現地盤から、地中方向に対しましてマイナス14.2メートルまで打ち込むことができず、鋼矢板を引き抜き確認しましたところ、形状が変形しておりましたので、今回の打ち込み状況を踏まえまして、地中内に高圧水では移動不可能な大きさの転石や玉石が存在しているものと推察されましたことから、同工法による鋼矢板の打ち込みが困難となったものでございます。

以上を踏まえまして、新たな施工方法の検討を行いました結果、施工工期が最も短く、当初設計で計上しておりましたウオータージェット併用パイプロハンマ工法に次ぐ工法としまして、オーガ掘削と鋼矢板圧入を同時に行う硬質地盤クリア工法に変更するものでございます。

次に、3の変更内容につきましては、土どめ・仮締切工の施工方法をウオータージェット併用パイプロハンマ工法から硬質地盤クリア工法に変更するものでございます。

4の変更契約の内容につきましては、仮設工の施工方法の変更によりまして、①の変更請負代金額は1億2,814万3,300円、消費税を除いた金額は1億1,840万3,000円になるもので、②の当初請負代金額に対する比較は1,474万3,300円の増額となり、消費税を除いた金額は1,340万3,000円の増額となるものであります。③の変更仮契約の締結につきましては、令和元年7月25日に締結したもので、④完成期日は、令和2年2月28日となっているものです。

2ページをお開き願います。

こちらの図面は、高田中央橋の位置図を記載したものでございます。

3ページをお開き願います。

こちらの図面は、当初計画しておりました仮設工法の施工図であります。青色等であらわしておりますのが、施工機械や使用機材をお示ししたもので、平面図において、赤色実線により四角く囲っております箇所が、鋼矢板の打ち込みを行った箇所を示したものであります。

4ページをお開き願います。

こちらの図面は、仮設工法変更後の施工図面であります。施工機械及び使用機材等、同様に青色でお示ししたものです。

次に、3ページと4ページに共通して表記している箇所につきましてご説明をいたします。

図面記載の側面図及び平面図に赤色波線であらわしておりますのが、今回、施工する予定の橋梁下部工をお示ししてございます。側面図で、橋梁下部工の右側に記載し

ておりますのが、地質調査のボーリングデータをあらわした図で、仮設鋼矢板設置箇所につきましては、引き出し線によりお示しをしたものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

5ページにつきましては、仮設工鋼矢板打ち込み後に、引き抜いた鋼矢板の変形状況を写した写真でございます。

以上で、平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）請負契約の変更についての説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

ただいま説明をいただきました。

これにつきまして、皆さんからご質問等ございませんか。よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は、午前11時15分からといたします。

午前11時08分 休 憩

午前11時18分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7「議案第62号 令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）  
請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第62号 令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

引き続きまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案書8ページをお願ひいたします。

議案第62号 令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願ひするものでございます。

本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから、議会の議決をお願ひするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、5,173万3,000円でございます。うち、消費税が470万3,000円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、多賀城市鶴ヶ谷二丁目15番2号、浜田工業株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第62号関係資料のご準備をお願ひいたします。こちらの資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願ひします。

初めに、入札の状況についてであります。

1の入札参加資格としましては、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと、(2)令和元年・2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること、(3)入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと、(4)建設業法に規定する建設業の許可を受けていること、(5)工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること、(6)宮城県内に本社または営業所等を有すること、(7)大和町入札参加資格承認時点において、建築一式工事の格付がB級以上で総合評定値（P）が700点以上である

ことといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

(1)ダイレクト型一般競争入札とすることとし、(2)入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする、(3)この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、5者に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

(1)入札調書であります。令和元年7月12日に入札を執行し、記載のとおりの結果となりました。

この工事の予定価格は5,814万円、低入札調査基準価格は5,083万7,000円であり、入札の結果、第2順位まで低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

2ページをお開き願います。

(2)この結果を受けまして、令和元年7月18日に第1順位の浜田工業株式会社、令和元年7月23日に第2順位の熊田建業株式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、7月24日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、第1順位の浜田工業株式会社を落札者に決定し、7月29日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容であります。

請負代金額は5,173万3,000円で、消費税を除いた金額が4,703万円であります。

契約相手方は、多賀城市鶴ヶ谷二丁目15番2号、浜田工業株式会社であります。

次に、事業の概要であります。

1の施工場所につきましては、大和町吉田字仁和多利地内、2の完成工期は、令和2年3月10日を予定しております。3の工事概要は、木造戸建て3戸、延床面積Aイコール233.52平米、内訳としまして、1戸当たり77.84平米の3戸となっております。

以下、記載のとおりであります。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

こちらの図面は、整備計画配置図であります。

図面の青線記載が住宅造成敷地となっており、赤線記載部分が、今回の工事施工箇所となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

こちらの図面は、建物平面図となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

こちらの図面は、建物の立面図となっております。

以上が令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、議案第62号 令和元年度子育て支援住宅建築工事（吉田地区）請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番堀籠日出子さん。

15番 （堀籠日出子君）

まず、2点お尋ねいたします。

1点目は、平面図が示されたわけではありますが、以前、説明があったときに、地元建材を使ったらどうかという質問をしたわけではありますが、この件についてどのような検討をされたのか、そしてどこにその建材が使われようとしているのかお尋ねいたします。

それから、2点目は入札業者なんですけど、今回はまた町内、町外、郡外の多賀城市からの業者でありますけれども、この事業って本当に単独、100%の町の持ち出しの事業である中で、何で今回もまた町外、郡外の業者が入札をされたのかなあ。本来なら、本当に町の単独事業でやっているんですから、これは町の入札方法のやり方で、幾らでも地元業者に入札ができるようにできると思うんですが、その辺どのようにされたのか、入札関係については副町長にお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。



都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、堀籠議員さんのご質問にお答えします。

まず、1点目の地元建材の使用ということで、発注段階におきまして特記仕様書というものを作成しまして、その際に、その他要件に、木材は宮城県産材を使用することとするというような規定を設けさせていただきました。ですので、どの部分にというよりは、もう大まかに宮城県産材を使用していただくということを掲げてございます。ただし、その中で1点、土台の部分だけは除いたような形で、それ以外の立ち上がり、柱、それから建材、そういったものは県産材を使用というような形で規定をさせていただきました。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

副町長浅野喜高君。

副 町 長 （浅野喜高君）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

入札の件でございますが、どうして地域制限をかけられないのかというお話だと思うんですが、今回、会議でもいろいろお話は出ましたが、原則として、一般競争入札といいますのは幅広く皆様方に応募していただきまして、公平に競争していただくというのが一般競争入札でございます。それで、地域制限をする場合には、これも前に、過去にいろいろ判例がございまして、結局、地元で災害等で非常に協力しているので、地元だけで何とか入札ができないのかというふうで、実際にやった関東の町村がございましたが、実際には判例では、やはりそれは自治法に違反しますよということもございまして、平成18年12月18日に、そういった各自治体で二、三件そういうのが続きまして、全国知事会の公共調達に関するプロジェクトチームというものを緊急に立ち上げまして、その中でいろいろ検討がなされております。それで検討し、指針が出されまして、各自治体に通知があったところでございます。

その内容につきましては、一般競争入札の参加条件として地域要件を設定するに当たっては、地域の事業者数を考慮しつつ公平な競争が確保できるように、応札可能な数は、少なくとも20から30ぐらいでないとい一般競争入札はできませんよというような指示がございました。それで、うちのほうでもいろいろな、今回町に登録している業者さんを調べた結果、大和町ではB級以上、今回の700点以上の該当なんです、B

級以上は4者しかおりません。それから、今度は郡内に幅を広げても、郡内でも大和町以外の方は5者で、全体的に郡内としても9者しかいないものですから、今回、競争入札にはなかなか成り立たないものですから、今回、県内まで幅を広げて入札を執行したという状況でございます。

ですから、一般競争入札外の土木部門につきましては、実際的に郡内にも二十数社おりますので、ですから一般土木につきましては、一般競争入札の場合は郡内という地域枠を制限することは可能なんです、建築だけはそういったことでできないということでございますので、その辺は、やはり数がないと一般競争入札はできませんので、指名競争入札につきましても2,000万以上だと10者という、前は15者だったんですが、見直しをして、なるべく地域の方が参加できるようにということで10者にしましたが、それでも郡内では9者しかないものですから足りない状況でなっていますので、一般競争入札の趣旨をひとつご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長 （馬場久雄君）

15番堀籠日出子さん。

15番 （堀籠日出子君）

図面につきましては、土台を除いて全部県内産ということでありましたので、それは了解したわけですが、やはりその中でも、どこかの箇所にもいいですから、やはり大和町の地元産、何かをやっぱり入れていただいて、これは地元の木でつくったものですよというような、何か地元をアピールできるようなものをぜひ検討していただきたいと思います。

それから入札なんですが、一般競争入札で20から30業者が集まらないとだめだというんですけど、今回の入札は何者が集まったんでしょうか。（発言する者あり）いいです。でも、20者、30者集まらないと入札ができないということじゃないのね。

とにかく、いろいろ規制はあるでしょうけれども、やはり低入札で4,700万、大分差があるんですけど、やっぱりその下では熊田建業さんが4,800万です。そんなに変わらないんですけど、やはりそんな中で、どのようにしたらそういう町内、郡内の業者が仕事をいただけるか。災害協定も結んでいるわけです。そして、有事の際にだけ、これやってあれやってといったって、こういうときに優先して検討して、何とか地元にとってもらいたいというような町の方向性を業者に伝わっていかないと、有事の際

だけどうのこうのといったって、ちょっと難しくなるんじゃないかと思うんですけど、そういうことのないように、やはり基本的に、今回なんか特に税金ですからね、100%町民の税金でやるわけなんで、せめて町内、郡内の業者でやっていただいて、郡内だって郡内の事業者であれば、当然町のほうからも行っているわけなんで、それらが今度、収入となれば、町にまた還元されるわけなんで、そういうところも考えながら、私は本当に、町内、郡内の業者にこういう事業はぜひおろしていただきたいなあと思っております。そして、何かあったときだって、すぐに連絡すれば来て対応していただける、そういうメリットもたくさんあるわけですので、ぜひこれから、いろんな入札方法もあると思いますけれども、やはりそういう事業によって地元を優先的に入札できるような方法をぜひこれからは検討していくべきじゃないかと思いますし、ぜひこれはお願いしたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

副町長浅野喜高君。

副 町 長 (浅野喜高君)

それでは、お答えをさせていただきます。

私の説明不足で大変申しわけなかったんですが、20から30というのは、その地域をエリアとして見た場合に、そこに応募する可能性がある企業さんが20から30社あればという意味でございますので、今回、募集につきましては、先ほど江本課長からご説明いたしましたとおり5社ございました。ただ、1社辞退しましたので4者ということでございます。

それで、一般競争入札の、先ほども確かに地元の企業さんにおかれましては、本当に災害時等すぐにご協力をいただいております、本当に感謝をしております。町といたしましても、できればそういった方法でしたいのはやまやまではございますが、一般競争入札の趣旨を考えると、どうしても自治法上決まっている国の法律なものですから、それを覆すわけにはいきませんので、一般競争入札制度としては、やはりそういった広く公募して決めるということでございますので、その辺についてはご理解をいただかないと一般競争入札はできないんですが、そのほかに随時契約等については、なるべくそういった意味もございまして、29年から業者数も減らしまして、それぞれ町内の業者で数が間に合いますので、そういった取り組みをしていますし、さらに業種なんですけど、例えば塗装工なり、いろんな業種がございまして、たまたま登録

を、例えば塗装に登録していなくても、一般建設であれば500万までは参加できますよというような、そういったことも今回から改めておりますし、さらには、今回の子育て支援住宅も、全然地元の方が参加できないということもございましたので、今回、契約金額ですね、今まで建築ですと、大体B級で5,000万までだったんですが、それを1億5,000万まで契約額をふやしまして、B級でもそこまでは参加できますよというようなことで、参加をできるようにはしておるところでございます。

なお、いろいろ先ほど検討してはということでございますが、ただ一般競争入札はそういうことございまして、地元貢献度といいますか、そういった分は、これから少し検討しなければと思うのですが、ただそれが一般競争入札で採用できるかどうかは、ちょっと関係機関とも聞いてみるなりして、余り制限はかけてはまずいということも言われていますので、検討はしてみますが、すぐに対応は、ちょっとなかなか難しい状況にはあると思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、堀籠議員さんの町産材をなるべく使用していただきたいというご質問でございます。

その点に関しましては、今回、承認いただきまして決定しました業者さんに対しましても、町内の産材をできるだけ、供給元もでございますので、地元にも、そういったところと協議していただきながら使用いただけるように、配慮いただけるように話をしてみたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

15番堀籠日出子さん。

15番 （堀籠日出子君）

ただいま質問したわけでありまして、その質問している間に、中で話し声が聞こえるんですよ、議長。質問しているときに、あたりから話し声が聞こえると質問しづらくなるんです。ですから議長、そのとき声が聞こえたら、ぜひ注意していただ

きたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

ちょっと今の件は、私のほうに聞こえなかったんで、申しわけないです。

ほかに質疑ございませんか。16番大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

関連するかと思いますが、質問させていただきます。

さっきのお話ですが、町長なんですか、指名委員長なんですか、担当課なんですか、地元業者に配慮した総合評価が700点というのは、私が思うには、地元業者に配慮した点数だなあというふうに思っています。参加資格については説明いただきましたので、理解はします。理解はしますが、副町長からお話がありました、いつの入札でも、一般入札をして、今回5者であります、5者は多いほうだよ、1者とか2者とかというのも結構あります。条件は条件できちんと守らなければならないと思います。

そうはいつでも、ちょっと寂しいなあと思うのは、今回は、町単独の100%の事業でありますから、それは特に町長にお尋ねしたいんですが、今回の事業を推進するに当たって、どのような思いで、結果でなくて入札、あるいはこの事業を推進してきたか、議員の皆さん方もそうだと思いますが、私らも、子育て支援住宅はよそでもやっておりますが、特に町単独でやっているこの事業でありますから、できれば少しでも、どんな仕事でも、業種でも、地元をやらせたい、やってもらいたい、そういう情熱があったのかなのか、私はその返事は聞きたいところであります。

参加の資格については、副町長がおっしゃったとおりだと思うのでありますし、しかも700点というのは通常そうではないのではないかと、800点とか850点とかという点数で、多分総合評価点数を提示すると思うんですが、今回は700点まで下げたといえますか、これは地元業者に配慮する評価の点数かなあというふうに私は感じますが、結果的に郡内2者ですか、参加はしたものの、ただ700点という裏を返せば、広く県内からどなたでも、B級の方でも参加できるということでもありますから、ですから地元の方はなかなかとりにくいというふうにも相なるわけですよ。ですから、今後の課題だと思いますが、やっぱりこれからも、どんどん業者も少なくなってきましたし、建築なんかは特に何社か少なくなってきましたから、大和町でもね。ですから、業者全体への指導といえますか、そういうのも行政として大事なことでないかなあというふうにも思います。

それから、担当課長、私質問したのです、地元の木材を使用してつくっていただきたい。宮城県材というと広いわけですよ。多分、私は使ってもらえないと思います。わかりませんよ、思います。ですから、黒川郡とか大和町の木材、地元の木材という表現はできなかつたんですか、そこだけお尋ねします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、地元産材という形での使用はできなかつたかというご質問でございますが、以前、議員さんからもご質問いただいていた、地元産材を使うようにというようなご指摘をいただいたところで、設計の段階におきまして、そういったことで町内の供給元でございます箇所、その設計の単価といったもの等をご依頼申し上げたところではございましたが、何分そういった形でのご提示がいただけなかつたというところがございました。県のほうの、いわゆる県の統一単価と言われるものをというような話もいただいたものでしたから、私のほうでは、その県の県産材、いわゆる単価というもので使用させていただいたというところでございます。これは、いわゆる組合というところにも、担当の者、一応協議させていただいたんですが、どうも同様の回答をいただいたものですから、こういった単価ということで、町内産材の単価というものがちょっとお示しできなかつたものですから、県産材というような表現を使わせていただいたところでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

入札の方法とかではなくて、先ほどお話の、この事業に対する思いというお話でございましたので、そのことについてお話しさせていただきます。

今回の子育て支援住宅につきましては、町としましても、前からぜひ取り組みたいということで取り組んでまいったところでございます。以前に、吉田地区からということ先行していろいろなこともありましたけれども、その中で、皆さんからのご意見等もあり、一斉にスタートをした経緯がございました。今こういう形で、ちょっと

時期のずれがどうしてもあって申しわけないところがあるんですが、各地区にそういった支援住宅をとということで、議会の皆さんはもちろん、我々もこういった住宅が必要だということで、今取り組んでおるところでございます。したがって、町としましても一番大事な事業として取り組んでおります。

その取り組みの中におきまして、地元の税金を単独でございますので、町民の皆さんからの税金、そういったことで、その住民の方々の期待も大きいというふうに思っております。工事につきましても、そういったことで地元の方、今、材料につきましても地元というお話で、そういった思いは当然あるわけでございます。

材料につきましては、今、課長からお話ししたとおり、いろんなところの確認をとりながらやっておるところでございますが、そういった経過で県産材という表現になっておりますが、なお今回、事業者が決定しておりますので、そういった方々に町の思いというものはしっかり伝えたいというふうに思っております。

また、業者の方々につきましては、ぜひ地元の方でお願いしたいというのは、もちろん私の気持ちでございます。ただ、制度的なものが、今ありましたとおり一般競争入札という中でございますので、その制度にのっとった中で、ただ地元の方も参加しやすいような上げられる点数とか、そういったものにつきましては上げた中で、参加をいただいた中で、入札に応募してもらったというところでございます。

お話しのとおり、点数をそうやってやったことによって周りがもっと広がるんだよと、そのご意見も確かだというふうに思っておりますが、なかなか大和町だけで700点とするというのはやり方が難しいというふうに、入札の中では、そういった予算の基本的な考え方といったことがあって難しいところでございますが、地元の企業さんに常に応援をしてもらっているところもありますので、地元の方々ができるだけ参加できるような考え方は、これからも町としましても公平性を見た中で、そういったことを考えていくことは大切だというふうに思っています。

この事業につきましては、そういうことで皆さんのご協力の中でしっかり進めてまいりたいというふうに思っておりますし、今後、いろんな工事がほかにもあろうというふうに思いますけれども、そういったものにつきましても、そういった思いの中で、皆さんの大事な税金を使わせていただくということをしっかり胸に秘めて、そして地元の皆さんの期待にいろんな面で応えられるような取り組みをこれからもしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

16番大須賀 啓君。

16 番 (大須賀 啓君)

課長、県産材、これは非常に難しい。地元の木材にももちろん名前がかかっているわけではないし、これは設計の段階で設計屋さんとの協議を進める中で、やっぱりどこに、はりに使うのか、柱に使うのか、あるいは階段に使うのか、具体的に設計の段階でそういう地元産をここに使うよという提案をしていかないと、業者が決まってから、話で宮城県産材と言っても、多分私は、宮城県を地元と考えればそうかもしれませんが、私は大和町の木材、山が相当あって、黒川森林組合さんに行けばどんな材料でもそろいますから。ただ材料は、仙台の材木屋さんから比べれば高いですよ、間違いなく。というのは、いろんな国の材料、黒川森林組合にはあるかと思いますが、仙台では集めて安い材料を提供していますから、ですから、そういうところから仕入れると安売りもできるわけです。ですから、そういう意味で、私はなかなか地元の、大和町の木材を使っただけというのは、黒川森林組合を一部でもいいから指名していただかないと、地元の木材は使ってもらえない。価格から違いますから。ですから、このように幅広く変わってくるはずですよ、絶対。ですから、安ければいいのでなくて、やっぱりそういったお話は、設計の段階から設計さんと話を詰めて、ここには大和町の木材とか、地元の木材をここに、具体的にお話ししないと、私は地元産は入れていただけないのでないかなあというふうに思います。課長のお話を信頼していますから、具体的にどこに使ったのか、完成したときに説明していただければ非常にありがたいなあというふうに思います。課長、十分その辺気を使いながら、完成まで頑張っていたきたいなあというふうに思います。

町長のお話、理解しますが、やっぱり私が町長に名指しでお話ししたのは、どういう思いでと言ったのは、例えばこの3戸を1戸ずつにすれば、どのぐらいの金額になったのか。2,000万弱になったのではないかなあというふうにも思いますし、それでも指名、地元業者、もちろん4者しかいませんから、大和町内ではどうにもならないんでしょうが、郡内を入れれば10者ぐらいになって、郡内の業者指名で可能があったのではないかなあ。これも結果論ですよ。3戸一緒でないだめだと、これは安く仕上げるためにはそれも一つの方法だし、地元育成のために地元業者を歓迎するのであったとすれば、1戸ずつ、あるいは1カ月置きとか、2カ月置きとかね、そういう方法だって考えられるのではないかと思いますし、そういうことを考慮したのか、話題になったのかなども聞かせていただければありがたいです。お願いします。



議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、設計に際しての地元産材というような内容でございます。

先ほども述べさせていただきましたが、どうしてもその単価と言われるものが提示  
いただけなかったところだけは、今回の指定には至らなかった点ではありますので、  
その点をご理解いただければなあというふうには思っております。

それで、実際に使用する木材につきましては、いわゆる請け負いました業者さんと、  
その辺は、先ほどの堀籠議員さんにもお話ししましたが、地元産材を使っていただく  
ように、極力そういった形での協議はさせていただきたいなあというふうには考えて  
ございます。ただそれが、全てがそうなるかどうかというのは、その協議の中での話  
になるかと思いますが、極力私どもとしては、地元でも供給元があるというような話  
で協議をさせていただきたいということで考えてございますので、どうぞよろしくお  
願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の入札の仕方についてということで、今、大須賀議員のおっしゃったような分  
けてとか、分割発注というんですか、そういったことについての検討をやったのかと  
いうことでしたが、そういった具体のものは今回やっておりませんでした。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8「議案第63号 令和元年度子育て支援住宅建築工事（鶴巣地区）  
請負契約について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第8、議案第63号 令和元年度子育て支援住宅建築工事（鶴巣地区）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書9ページをお開き願います。

議案第63号 令和元年度子育て支援住宅建築工事（鶴巣地区）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度子育て支援住宅建築工事（鶴巣地区）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、1億879万円でございます。うち消費税が989万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町鶴巣太田字壱町田24番地の5、大東住宅株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第63号関係資料のご準備をお願いいたします。こちらの資料によりまして、ご説明させていただきます。

1ページをお開き願います。

初めに、入札の状況についてであります。

1の入札参加資格としましては、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2

項の規定に該当しないこと、(2)令和元年・2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること、(3)入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと、(4)建設業法に規定する建設業の許可を受けていること、(5)工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること、(6)宮城県内に本社または営業所等を有すること、(7)大和町入札参加資格承認時点において、建築一式工事の格付がB級以上で総合評定値（P）が700点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

(1)ダイレクト型一般競争入札とする、(2)入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする、(3)この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、5者に応募いただきました。企業名につきましては記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

(1)入札調書であります。令和元年7月12日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。

この工事の予定価格は1億4,708万円、低入札調査基準価格は1億2,962万8,000円であり、入札の結果、第4位まで低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

2ページをお開き願います。

(2)この結果を受けまして、令和元年7月18日に第1順位の大東住宅株式会社から、令和元年7月23日に第2順位の熊田建業株式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、7月24日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、第1順位の大東住宅株式会社を落札者に決定し、7月29日に仮契約を締結したものでございます。

契約内容であります。

請負代金額は1億879万円で、消費税を除いた金額が9,890万円であります。

契約相手方は、大和町鶴巣太田字壱町田24番地の5、大東住宅株式会社であります。  
次に、事業の概要であります。

1の施工場所につきましては、大和町鶴巣北目大崎地内、2の完成工期は、令和2年3月10日を予定しております。3の工事概要は、子育て支援住宅建築木造2階建て4棟8戸、延べ床面積Aイコール635.92平米で、内訳としまして、1棟当たり158.98平米の4棟となっております。

以下、記載のとおりであります。

次に、3ページをお願いいたします。

こちらは、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

こちらの図面は、整備計画配置図であります。

図面の青色線に囲まれた部分が住宅造成敷地となっております、赤色実線部分が今回の工事施工箇所となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらの図面は、1階の平面図となっております。

6ページをお願いいたします。

こちらの図面は、2階平面図となっております。

7ページをお願いいたします。

こちらの図面は、建物立面図となっております。

大変申しわけございません。今回、使用しております議案説明資料、1ページに皆様お戻りをいただきたいと思っております。こちらで訂正箇所がございます。こちらの訂正をさせていただきますと思っております。

大変申しわけございませんが、4の入札の結果の(1)令和元年度子育て支援住宅建築工事、こちらは鶴巣地区でございますので、こちらにご訂正をいただければと思っております。大変申しわけございません。

大変申しわけございませんでしたが、以上で令和元年度子育て支援住宅建築工事(鶴巣地区)請負契約の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、議案第63号 令和元年度子育て支援住宅建築工事(鶴巣地区)請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。16番大須賀 啓君。

16 番 (大須賀 啓君)

前回と違いまして、今回は地元業者が請け負ったようでありますので、大変うれしく思うところであります。

この会社は、黒川森林組合とおつき合いが相当あるやに聞いておりますので、これこそ地元の木材を使って子育て支援住宅がつくられるものと思っておりますが、ただ、業者は地元で大きな会社でありますから問題ないと思うのでありますが、この予定価格と実際の入札価格、5者のうち4者が低入札、そして落札者の金額を見ますと、予定価格とは4,800万強の差がある。これはいかななものなのかというよりも、やっただけで会社はきちんとした会社ですから心配ありませんが、この入札予定価格に問題はなかったのかと。余りにも5,000万近い差があるわけですからね、これを私は言わざるを得ない。なしという声もあったわけですが、疑問を感じるというよりも、この設計単価、あるいは見積もり単価に妥当な金額だったのか。余りにも、この5者のうち4者が低価格で、しかも予定価格からしますと4,818万ですか、違いがあると。業者も地元でありますから、その工事は問題ないんでしょうが、この設定価格に問題はなかったのかどうか、ちょっと疑問を感じますのでお伺いをします。

それから、町長はこの差を見て、安ければいいんだということでしょうが、やっぱり安ければいいのでなくて、いろいろ庁舎の問題もあったわけですしね、ですから、やっぱり疑問を感じないのか。調査をして大丈夫な会社ですから、しかも地元ですから間違いのないものの、やっぱり金額に余りにも差があるものですから、私は、予定価格を設定するのに問題があったのではないかというふうに感じましたので質問させていただきます。

議長 (馬場久雄君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

今回の地区についての予定価格の設定についてということでございますが、私どもの設計の積算に関しましては、先ほどもご回答させていただきましたが、県の単価等々の費用に基づきまして積算をさせていただいたところでは、業者、いわゆる応札していただきました業者さん等の聞き取りをした中では、こういった協力会社、今回の積算に当たりまして協力会社等々の見積もりをいただいて、それで可

能というような入札金額で今回札入れをしたというような形で聞いてございます。

ですので、県単価のほうの設定の単価と、その辺の単価では、使用産材分でかなり確かに下回ってはあったわけなんです、それで入荷が可能というような形で積算をされていたようでございます。あと、そのほかに諸経費の分でも、その会社によってその経費の考え方がございますが、そちらのほうで今回はということで、私どもで設計している経費よりも下回った形で積算をして、それで可能というような形で応札をしていただいたという形でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

積算につきましては、今、課長から話したとおりの、そういった県の単価等々をもって積算をしているということでございますので、大和町が、これについては非常に高かったとかということではなくというふうに私は思っております。差があったということございまして、安ければいいんだということでは決してないというふうに思っておりますが、このことにつきましては低入札になった段階で、課長とか委員会のほうでいろいろ聞き取り調査をして、そしてその中で、今お話しのような事情の中で可能だという判断をされたということでございましたので、大東さんという地元の業者さんということでありますけれども、そういうことでこの契約金額でやっていただけるようですので、安いからだめだとかということではなく、ちゃんとしたものをつくっていただけるというふうなふうに私は思っておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。時間も余りないんですが。16番大須賀 啓さん。

16 番 （大須賀 啓君）

いろいろお話を聞いて理解はしましたが、何と言ってもかつてない初めての事業でありますから、ましてや町単独の事業でもありますので、入る皆様はもとより、住民の皆さんに喜んでもらえるような子育て支援住宅を立派に完成させていただきたいわけでありまして、担当課、ご苦労かけますが、チェックをしながら、くどいんですが、地元産材を十分使っていただいて完成につないでいただきたいと思っております。

終わります。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

私どもも工事に際しまして、担当職員のみならず、課として、その辺の進捗状況等を把握しながら、あと使用材料についても請け負った業者と協議させていただいて、できるだけそういった使用をお願いしたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ございますか。

質疑ないものと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和元年大和町議会 8 月随時会議を散会とし、休会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 0 時 1 4 分 閉 会

---